通　関　委　任　状（輸　入）

私は、日本郵便株式会社の定める「輸入しようとする郵便物に関する通関業務規約」に同意し、輸入しようとする郵便物に係る輸入申告の手続に関して、日本郵便株式会社を代理人として定め、下記権限を委任し、あわせて、同規約に定める輸入申告代行手数料の支払を承諾します。

記

１　輸入しようとする郵便物番号

（ 郵便物番号*1：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）

*1 対象となる郵便物が複数ある場合は、そのうちの代表とする１通(個)の郵便物番号と郵便物の総通(個)数を記載します。

２　委任する権限

（１）　通関業法第二条第一号に規定するところの次の通関業務に関すること

①　関税法その他法令に基づき税関官署に対して行う輸入申告から許可を得るまでの通関手続

②　税関官署の調査、検査若しくは処分につき、税関官署に対してする主張又は陳述

③　通関業務に係る申告書等の作成

（２）　通関業法第七条に規定するところの通関業務に関連する業務に関すること

３　委任の有効期間

前記２の権限を委任する期間は、次のとおりとします（□に✔します。）。

□　１回限り

□　この委任の日から２年間

なお、有効期間を２年間とする場合であって、双方特段の申し出がない時は、有効期間満了の日から１年間に限り延長するものとし、以後の期間も同様とします。

委　任　日：　　年　　月　　日

委任者住所：

委任者名：

㊞（又は署名）

連絡先電話番号：　　（　　）

FAX番号：　　（　　）

e-Mailアドレス：

輸入者符号*2：

*2(財)日本貿易手続簡易化協会（JASTPRO）または税関から付与されている場合

法人番号*3：

*3国税庁から法人番号を指定されている場合

※「輸入しようとする郵便物に関する通関業務規約」を必ずお読みください。